

香川県立丸亀競技場ネーミングライツ事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、香川県立丸亀競技場（以下「施設」という。）のネーミングライツについて必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要領において使用する用語の意義は、香川県広告事業実施要綱（平成17年10月26日政策部長通知。以下「要綱」という。）及び香川県広告事業実施基準（平成17年10月26日政策部長通知。以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

（事業の種類）

第3条 施設において実施する広告事業（以下「事業」という。）の種類は、施設への愛称の付与とする。

（愛称）

第4条 愛称は、県民に親しまれ、施設にふさわしいものでなければならない。

2 事業期間中における愛称の変更は、原則として認めない。

3 愛称は、要綱第4条に該当しないものでなければならない。

（愛称付与権者）

第5条 施設に愛称を付与できる者（以下「愛称付与権者」という。）は、基準の規定による。

2 愛称付与権者は、前項の規定のほか、施設に愛称を付与するのにふさわしい者でなければならない。

（ネーミングライツ料）

第6条 愛称付与に係る対価（以下「ネーミングライツ料」という。）は、施設の愛称の広告価値及び愛称変更に伴う県民への影響等から妥当と判断される金額でなければならない。

（愛称の使用期間）

第7条 愛称の使用期間は、愛称が定着するのに十分な期間とし、原則として3年以上とする。

（募集）

第8条 愛称付与権者は、原則として公募により募集する。

2 前4条のほか前項の募集に関し必要となる事項は、募集要項で定める。

3 第1項の公募は、香川県ホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。

（決定）

第9条 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、前条の募集に対し応募があったときは、第4条から第7条までの規定に基づき、別表に掲げる項目を総合的に審査し、愛称付与権者を決定するものとする。

2 教育長は、前項の審査において適当な者がいない場合には、愛称付与権者を決定しないことができる。

3 教育長は、第1項の決定を行ったとき又は前項の規定により決定しないこととしたときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第10条 前条第1項の規定により愛称付与権者を決定したときは、当該愛称付与権者との施設への愛称付与に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(契約の解除)

第11条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納付がない場合
- (2) 愛称付与権者が契約の定めに違反した場合
- (3) 愛称付与権者の違法行為等により愛称付与権者の社会的信用が失墜する等事業を継続しがたいと教育長が認める場合

(ネーミングライツ料の還付)

第12条 徴収したネーミングライツ料は、還付しない。ただし、特別の事由があると教育長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(愛称の普及・定着の努力義務)

第13条 香川県は、愛称の使用期間中においては、施設において自らが実施する行事、イベント等の開催に当たっては愛称を使用するほか、愛称の普及・定着に努力するものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月18日から施行する。

(別表)

区 分	審査の視点	審査項目
応募者	スポンサーとしてふさわしいか	事業内容・経営の安定性
		地域貢献・社会貢献
		県民への知名度、県民の親しみ
愛 称	愛称としてふさわしいか	親しみやすさ
期 間	名称が定着するか	長さ
応募金額	愛称付与の対価として妥当か	金額